

ネット入金サービス利用規定

第1条（範囲）

この規定（以下、「本規定」という。）は、ローソン銀行（以下、「当行」という。）が提供する下記第2条に定めるネット入金サービス（以下「本サービス」という。）について定めるものです。

第2条（サービス内容）

1. 定義

本規定において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1)「本サービス」とは、お客さまが本条第1項第2号で定める「提携会社」との間で、インターネット等のネットワーク上での商品の販売もしくは役務の提供等（以下「電子商取引」という。）を行う場合に、その決済方法として提供するサービスです。当行は、「提携会社」から受領した「電子商取引」に関する所定の情報をお客さまに提供し、お客さまには、この情報を利用して「提携会社」の指定する口座に決済代金の振込みを行います。
- (2)「提携会社」とは、当行との間で所定のローソン銀行決済提携契約を締結した個人、法人および団体で、「電子商取引」の決済代金等の収納を本サービスで行うものを行います。また、「提携会社」または「提携会社」から業務の委託を受けた第三者（収納代行業業者等）をあわせて「提携会社等」といいます。

2. 振込に必要な情報の受領

当行は、提携会社への振込に必要な以下記載の情報（以下、「本情報」という。）を提携会社等から受領するものとします。

- ・ 受取人支店名
- ・ 受取人口座番号
- ・ 受取人名
- ・ 依頼人名
- ・ 振込金額
- ・ その他当行が必要と定める情報

3. 振込内容の確認等

- (1) 当行は、提携会社等から受信した所定の電文に基づき、お客さまの振込を受け付ける画面に第2条第2項に記載の情報を表示します。お客さまはこれらの情報を確認したうえで、画面表示の操作手続その他当行所定の方法に従って振込操作を

行うものとします。

- (2) 当行は、本サービスにおける振込を、当行の「振込規定」に定める「振込み」として取り扱います。ただし、「振込規定」の取消、変更および組戻しに関する内容に関わらず、当行はお客さまからの振込組戻し依頼または振込内容の変更依頼を受け付けません。この場合の振込資金の取扱いについては「提携会社等」との間で協議してください。

4. 振込通知の発信

当行は、本サービスにおける振込が完了したか否かにつき、提携会社等に対して通知するものとします。また、提携会社等から問い合わせがあった場合、当行は本サービスにおける振込が完了したか否かにつき通知するものとします。お客さまは、当行が提携会社等に対して、本サービスにおける振込が完了したか否かを通知することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第3条（ご利用時間）

本サービスの受付時間は、原則、当行所定の時間内とします。ただし、提携会社等により本サービスの対象となる振込の受付時間が異なる場合があります。

第4条（ご利用限度額）

本サービスの1日あたりのご利用限度額、および1回あたりのご利用限度額は、当行所定の振込規定の定めに従うものとします。

第5条（免責事項）

1. 次の各号の事由により、当行の提供するサービスの取扱いに誤り、遅延、不能等が生じた場合、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
 - (2) 当行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピューターに障害が生じたとき。
 - (3) 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があったとき。
 - (4) 提携会社等から受信した所定の電文に誤りがあったとき。
2. 当行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 取引依頼時に入力されたパスワード等について、あらかじめ届け出られたパスワード等との照合、一致を確認し、当行所定の本人確認を行った上で取引を行った場合は、それらのパスワード等について偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 本サービスを利用して購入する商品・サービスの不着、遅配、瑕疵、品質、数量過不足、対価の不当、不適切な説明、予約・契約の不成立・無効・取消・解除等について当行は一切責任を負いません。これらについては、お客さまが直接提携会社等へ問い合わせるものとします。
5. 本サービスの原因となるお客さまと「提携会社等」との「電子商取引」の内容について当行は関知しません。本サービスの原因となる「電子商取引」に関連してお客さまと「提携会社等」の間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行はお客さまに対して預金の復元、振込資金の組み戻し、賠償等を行う義務を負いません。

第6条（免責事項）

本サービスに関し、本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第7条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上